

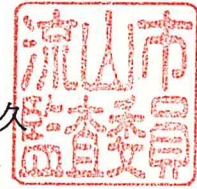
流山市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和3年6月17日

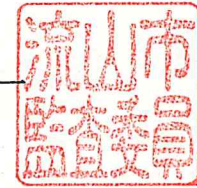
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和2年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[アクティオ株式会社]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び場所	2
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	5

令和2年度公の施設の指定管理者監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和2年度 公の施設の指定管理者監査

第2 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

森 亮 二

第3 監査の対象

公の施設の名称 流山市生涯学習センター（流山エルズ）

指定管理者の名称 アクティオ株式会社

所管部課：生涯学習部生涯学習課

監査の範囲：令和元年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）。

第4 監査の着眼点及び実施内容

実施に当たっては、監査基準に基づき指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）、流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年流山市条例第31号）及び流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年流山市教育委員会規則第7号）並びに流山市生涯学習センターの管理に関する基本協定書及び流山市生涯学習センターの指定管理者の業務等に関する仕様書に沿い、指定管理者については適正な管理運営が行われているか、また所管部課については指定管理者に対し指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第5 監査の期間

自 令和2年12月1日

至 令和3年3月25日

第6 監査の実施日及び場所

令和3年1月29日

新型コロナウイルス感染防止対策としてオンラインにて実施

第7 指定管理の概要

1 設置の目的

流山市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）における生涯学習施設として、地域市民等のために、実生活に即した教育、学術、及び文化に関する各種の事業を行い、市民等の教養向上、健康の増進、情操の純化を図り、市民自治の深化、生活文化の振興、社会福祉（豊かな暮らし）の増進に寄与することを目的として設置された。

2 施設の概要

名 称：流山市生涯学習センター（流山エルズ）

所 在 地：流山市中110番地

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て

施設面積：5,763.49㎡（専有延床面積）

3 業務の範囲

- ・ 建築物の保安管理
- ・ 建物設備の保守管理
- ・ 建物内外の清掃及び整備業務
- ・ 備品等の保守管理
- ・ 保安警備業務
- ・ 施設保全業務
- ・ その他の業務

4 指定管理者概要

- (1) 名称 アクティオ株式会社
- (2) 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
- (3) 設立 昭和62年2月27日

5 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

6 令和元年度指定管理料

令和元年度 56,073,000円（修繕料1,200,000円を含む）

また令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補填金（令和元年度分）として、1,148,800円支出している。

7 令和元年度収支決算額

収入	79,983,809円
支出	81,828,853円
収支差額	-1,845,044円

8 利用状況

平成31年4月～令和2年3月

場所	利用可能日数	時間区分による使用回数				件数 合計	利用者 合計	前年度件数 (4月-3月) ※参考	前年度利用者人数 (4月-3月) ※参考
		午前	午後1	午後2	夜間				
A-101	348	196	188	148	60	592	7,272	708	7,101
A-102		175	181	134	67	557	6,704	649	6,713
A-103		230	219	205	85	739	9,234	771	7,745
演習室		295	264	237	204	1,000	11,898	992	9,673
音楽室		305	296	273	154	1,028	7,079	1,052	6,970
B-101		218	225	193	95	731	5,972	705	5,697
A-201		320	320	320	320	1,280	7,422	1,388	5,830
スタジオ研修室		258	260	215	82	815	5,224	797	5,433
C-201		250	246	177	68	741	3,935	783	4,252
C-202		214	248	119	61	642	3,849	728	4,433
C-203		236	228	216	27	707	2,399	812	672
C-204		245	253	193	31	722	2,788	872	1,317
C-205		254	261	207	18	740	2,608	721	1,953
C-206		287	280	195	12	774	2,042	759	2,005
C-207		186	233	148	90	657	7,217	722	7,047
C-208		318	318	318	0	954	473	1,041	704
2階和室		254	189	138	128	709	6,473	680	6,708
C-401		232	226	171	79	708	15,465	796	17,047
C-402		233	243	227	12	715	2,252	757	568
美術室		128	214	80	19	441	3,000	478	3,240
4階和室研修室		115	105	45	3	268	1,526	336	1,785
イベント広場		10	10	11	8	39	392	11	133
厨房		42	45	18	11	116	531	136	679
小ギャラリー			191			191	9,215	252	13,324
第1ギャラリー			243			243	11,676	268	20,790
第2ギャラリー			239			239	11,504	266	19,874
体育館A面		144	85		104	333	12,418	316	12,072
体育館B面		304	284		322	910	13,135	900	13,145
多目的ホール		201	197		141	539	29,372	631	29,064

第8 監査の結果

1 総合意見

生涯学習センターは、平成18年4月よりアクティオ株式会社が継続して指定管理を請け負っている。そのため施設の特性や事務全般を熟知しており、説明する姿勢や問題提起に対する対応力の高さを感じた。

施設の運営に関しては、特に力点を置いているという自主事業については事業収入を得るといった目的だけではなく、様々なジャンルのイベント等を実施することにより多様な現代社会の市民のニーズに応じ、地域住民に対し、積極的に生涯学習の推進を図ろうとする姿勢は高く評価する。

またコロナ禍においても、オンライン講座や動画配信（エルズTV）など、新しい生活様式に対応したイベント等を提供するなど、創意工夫や新たな試みの姿勢が見受けられた。アクティオ株式会社においては、令和3年度からの次期5年間についても、生涯学習センター指定管理者に指定されており、施設使用料等の支払いにおける導入課題はあるもののニーズがあると捉えているキャッシュレス化を所管課と検討・協議するなど、これまで以上の利用者の利便性の拡大と市民サービスの向上に期待したい。

しかしながら今回の監査において、経理事務が流山市生涯学習センター指定管理者の業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり行われていないなど、一部事務手続きに指摘や改善を求める点が認められた。所管部課においては、実際の運営状況を把握し、指定管理者と協議のうえ、現実的な運用ができるよう、必要に応じ仕様書を改められたい。

指摘事項等として後述する月次報告書と年次収支決算額の一部の不整合については、作成した指定管理者のみならず収受する側の所管部課での精査が重要であり、相互の確認体制の強化が必要である。また申請書や添付された資料に不備が散見され、個人情報に関わるような不必要な書類の保有が確認されたため、慎重かつ適正に文書の廃棄等の処理を行うなど、双方による確認と連携を強く求める。

生涯学習センターは、施設の利用者満足度調査の結果において、全体的に高水準の評価であるが、一部利用者から施設の老朽化などに対する懸念等の声が寄せられていた。令和3年度からの指定管理期間においても、個別施設計画の長寿命化計画の方針に従って、維持管理コスト等を勘案し、計画的かつ効果的に改修や安全対策を行うよう要望する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
アクティオ株式会社			1					1	4	2
生涯学習部生涯学習課								0	4	1
計	0	0	1	0	0	0	0	1	8	3

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

＜事故が発生するおそれがある事項＞

・月次報告で提出された利用料金収入と収支決算の金額に符合しない箇所があった。収支決算は指定管理状況を把握する上でも重要であり、的確な数字により作成することが必要不可欠であることから、内容を十分精査し提出するよう、厳正なチェック体制を構築されたい。

(アクティオ株式会社)

(2) 検討・要望事項

・仕様書に記載されている経理に関する内容と実際の経理処理にそごが生じていた。仕様書どおりに実施することが困難である場合には、所管部課として指定管理料の用途等、経理上の記録を明確に把握できるよう、仕様書の取扱い等について協議し、報告書の様式等の見直しを検討されたい。

(アクティオ株式会社、生涯学習部生涯学習課)

・備品については、台帳の整備が不十分であり、また点検結果について報告を行うよう指導していなかった。千葉県から移譲を受けた施設であること、また所有する備品も膨大であることから整理の大変さについては理解できるが、備品も市の貴重な財産であるため、規定に基づく台帳の整備と適正な管理方法を協議・検討し、必要に応じて仕様書の内容を改められたい。

(アクティオ株式会社、生涯学習部生涯学習課)

・使用許可申請書・減免申請書において、申請内容に変更があった場合の処理が煩雑であった。変更の申請手続きについて、他公共施設でも共有する内容が含まれるため、利用者の理解を得ながら申請書の再提出を求めるなど、一定の手続きにより行えるよう協議されたい。また内部統制の観点からも、施設利用キャンセル料の支払い期日を定める等、手続きのルール化やわかりやすい事務フローを作成するなど処理を明確化されたい。

(アクティオ株式会社、生涯学習部生涯学習課)

・流山市生涯学習センター窓口入出金日計表の積上げ額の一部に不整合が生じていた。窓口における入出金額をもとに毎月の集計を行い、最終的には収支決算額となることから、常に正確に数字の確認を行うよう、事務手続き上の体制を強化し適切な執行に努められたい。

(アクティオ株式会社)

・所管部課において流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第 20 条ただし書きに規定する販売行為等許可をするときは、指定管理者が適正に手続きや対応が行えるよう、使用料の減免等の内容について十分に説明し指導するよう求める。

(生涯学習部生涯学習課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注意事項	指定管理者・所管部課
減免申請書に添付してある団体構成員名簿等に受付日が確認できないものが散見された。	アクティオ株式会社
駐車場利用料免除申出書の原本は、本来、生涯学習課で保管されるべきところ生涯学習センターで保管されていたもの。	アクティオ株式会社 生涯学習部生涯学習課